

第 30 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 8 年 2 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 93 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 94 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報第 33 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 伊藤博之 書 記 今井俊介
6、会議録署名者	5 番 木島 和美 委員、9 番 伊佐次 純子 委員
7、欠席委員	青木 会長
職務代理	ただ今この出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 30 回御嵩町農業委員会を開会します。本日、青木 会長 から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、5 番 木島 和美 委員、9 番 伊佐次 純子 委員を指名します。
事務局	それでは議題 93 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。 2 ページをご覧ください。議題 93 号農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読)
職務代理	別添資料は 1 ページから 21 ページをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、7 番 山本 康彦 委員説明願います。
7 番 山本 康彦委員	7 番 山本です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。資料の 3-1、1～6 ページをご覧ください。 申請地の場所は、御嵩公民館の南 300m ほどの所です。申請の目

	<p>的は、所有権の移転です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由は、次のとおりです。</p> <p>譲渡人は、相続により申請地を取得したが、遠方で耕作できないため管理してくれる人を探していたところ、譲渡人は耕作面積を増加させたいと考えていた譲受人に申請地を無償で譲り、譲受人は耕作することとした。</p> <p>権利の設定時期、引渡し時期は許可後で契約期間は永年です。</p> <p>権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の人数等にはまったく問題ありません。</p> <p>土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳付属地図・誓約書を確認しました。</p> <p>1月17日に御嵩地区の田中推進委員と現地確認を行うとともに譲受人の耕作の意思確認を行いました。</p> <p>以上の事から、事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>続いて、田中 宣行 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います</p>
田中 宣行 推進委員	<p>御嵩地区の田中です。現地を山本委員と確認してきました。以前から耕作しており、問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
職務代理	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
職務代理	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案について、3番 加藤 洋子 委員説明願います。</p>
3番 加藤 洋子委員	<p>3番 加藤です。2号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されました事については省略します。資料の3-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は山田公民館より東へ50mほどの所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、売買による所有権移転。</p> <p>譲渡人は土地を相続したが耕作が出来ない。譲受人は申請地を譲り受けて農業の規模拡大を図るとゆう内容です。</p> <p>権利を設定移転しようとする当事者が現に所有し使用する土地は7,795㎡、農作業に従事する世帯員2名。農機具の保有状況はトラクター・耕運機・コンバイン・乗用田植機・軽トラックをそれぞれ1台保有されています。</p> <p>通作図（徒歩1分）・誓約書・委任状などの確認をしました。</p>

<p>職務代理</p>	<p>また、1月15日に伏見地区担当の鍵谷推進委員と現地を確認しました。ご自宅のすぐ隣に田んぼを持っておられ、本件の申請があった田んぼはその隣にあり容易に管理が可能です。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容について私は問題が無いと思います。皆さんの審議をお願いします。</p> <p>続いて、鍵谷 道隆 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>鍵谷 道隆 推進委員</p>	<p>伏見地区鍵谷です。1月15日に地区担当の加藤委員と現地を確認しました。伏見地区では耕作をすごく熱心に行われている方ですので、営農条件等に問題ないと思います。以上です。</p>
<p>職務代理</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>職務代理</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。</p> <p>次に3号事案について6番 山本 恵美雄 委員説明願います。</p>
<p>6番山本恵美雄委員</p>	<p>6番 山本です。3号事案の説明を行います。事務局より朗読のあった部分については省略します。資料の3-3をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、みたけマレットゴルフ場より北西へ500m程の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細について。権利の設定時期、引渡し時期は許可後で契約期間は永年です。移転理由の詳細は、別添資料15ページをご覧ください。</p> <p>また、営農計画書が出ておりますが、譲受人は牧野で1,600㎡の畑を行っております。野菜等を自家消費又近隣住民へ配布しているとのことです。</p> <p>確認書類については、耕作証明書・住民票・誓約書・委任状を確認しました。</p> <p>1月20日に事前説明、同日に行政書士立ち合いの元、譲受人、日比野推進委員さんと現地確認を行いました。</p> <p>以上から、私は申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>職務代理</p>	<p>続いて、日比野 勝伸 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>日比野勝伸推進委員</p>	<p>上之郷地区担当の日比野です。農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う許可申請について報告します。</p> <p>1月20日に山本委員と一緒に譲受人と行政書士立ち合いで現地</p>

	<p>を確認してきました。</p> <p>申請地は全部で9筆ありますが、だいたい100mくらいの範囲にあります。草刈り等もしっかり管理されておりました。</p> <p>譲受人は大変前向きな考え方をお持ちの方という印象を受けました。許可後も畑としてしっかり管理していただけたと思います。</p> <p>この申請に対して何も問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
職務代理	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
職務代理	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は可決しました。</p> <p>次に議第94号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。議第94号農用地利用集積計画の決定について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>番号1から9までは令和8年3月1日始期で農地中間管理権の設定をする農地です。こちらは平成28年3月1日からの農地中間管理権の設定の終期にともない、改めて更新を行うものです。終期についてはそれぞれ10年後までの日付の設定となります。</p> <p>貸付先につきましては、番号1は一般社団法人岐阜県農畜産公社を介して株式会社アオキへ、番号2から9は一般社団法人岐阜県農畜産公社を介して農事組合法人ふしみ営農へ貸付となります。</p> <p>別添資料は22ページから23ページをご覧ください。以上です。</p>
職務代理	<p>はじめに株式会社アオキに係る案件から審議いたします。番号1について、田中 宣行 推進委員説明願います。</p>
田中 宣行 推進委員	<p>御嵩地区担当の田中です。番号1について説明します。</p> <p>申請地は、御嵩公民館から北東へ約300mの場所です。</p> <p>1月27日に田中豊雄委員と現地確認しました。</p> <p>以前から水稻の作付けを行っており、適切に管理されていることから、問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。</p>
職務代理	<p>質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。</p> <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>株式会社アオキについて、今回農地中間管理権を設定する農地に</p>

<p>職務代理</p>	<p>て耕作に必要な機械、人員を有していることを確認しております。以上です。</p> <p>採決に入ります。番号1について審議いたします。適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、番号1については適当と認め、意見無しとして回答いたします。</p> <p>次に番号2から9の農事組合法人ふしみ営農に関する案件について審議いたします。こちらについては、私自身に関する内容となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席いたします。</p> <p>なお、通常は 青木 友誉 会長に議長をお願いしていますが、本日欠席のため、議長の選出につきましては、事務局の方でよろしくお願ひします。</p> <p>(水野 宏治 委員 退席)</p>
<p>事務局</p>	<p>当該議事に関する議長につきましては、農業委員会としてのこれまでのご経験を踏まえ、山本 恵美雄 委員にお願いしたいと思ひますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がなかった為、山本 恵美雄 委員は議長席へお願い致します。</p>
<p>議長代理 山本 恵美雄 委員</p>	<p>それでは番号2から9にかけて審議いたします。鍵谷 道隆 推進委員説明願います。</p>
<p>鍵谷 道隆 推進委員</p>	<p>伏見地区 鍵谷です。1月15日に担当の加藤委員と現地を確認しました。</p> <p>現地はふしみ営農が以前から作っている水田ですが、下の条件が非常に悪いという事で今後も受けていただけると思ひます。</p> <p>私は問題ないと思ひますので、皆様の審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
<p>議長代理 山本 恵美雄 委員</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>農事組合法人ふしみ営農について、今回農地中間管理権を設定する農地にて耕作に必要な機械、人員を有していることを確認しております。以上です。</p>
<p>議長代理 山本 恵美雄 委員</p>	<p>採決に入ります。番号2から9にかけて審議いたします。適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、番号2から9については適当と認</p>

	<p>め、意見無しとして回答いたします。 審議終了いたしましたので、水野 宏治 委員の着席を認めます。</p> <p>(水野 宏治委員 着席)</p> <p>次に報第 33 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>6 ページをご覧ください。報第 33 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。7 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 7 ページを朗読)</p> <p>以上です。</p> <p>事務局より補足説明はありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
職務代理	
事務局	
職務代理	
事務局次長	
職務代理	

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

5 番

9 番
